

(案)

沖縄県立中部病院給食業務委託契約書

沖縄県立中部病院長 天願 俊穂（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、沖縄県立中部病院の患者給食業務委託に関し、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、患者給食内容の質の向上を図るため、乙に給食業務（以下「業務」という。）を委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、患者給食業務が患者に対する重要な治療行為であることを認識のうえ、誠実に業務を遂行するものとする。

(契約業務の内容)

第2条 この契約に基づき甲が乙に委託する業務の内容及び業務時間は、別紙給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

2 別紙仕様書に定めのないものについては、その都度協議して定める。

3 契約期間中、仕様書の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議の上、別紙仕様書を変更することができる。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合、甲は契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

2 前項の解除においては、契約内容等の見直しなどにより、予算の範囲内における変更契約の可能性などについて甲乙で十分協議を行った上でこれを行うこととする。

(委託料)

第4条 この契約に基づく請負金額は、次のとおりとする。

管理費	円（税込）（月額固定）
(食単価)	
朝食	円（税込）（1食あたり 検食、予備食も同じ）
昼食	円（税込）（1食あたり 検食、予備食も同じ）
夕食	円（税込）（1食あたり 検食・予備食も同じ）
保存食	円（税込）（1食あたり）
間食	円（税込）（1食あたり）

濃厚流動食・付加用補助食品・トロミ剤については、毎月月末締で納品金額の合計を請

求するものとする。

- 2 乙は、第1項の請負金額から算出した請求金額を翌月の10日までに甲に請求し、甲は乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。
- 3 乙は食事提供後に欠食分が発生した月は、第2項の請求とは別に10日までに甲に請求し、甲は乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 4 第1項に規定した請負金額に掛かる消費税額については、消費税法第28条第1項及び第29条の規程並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規程に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(契約金額の改定)

第5条 前条第1項に規定する契約金額は、物価、経済状況(消費税額等)の変化その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ契約金額を改定することができる。

(支払遅延利息)

第6条 甲の責に帰すべき事由により契約代金の支払いが第4条第3項に定める支払期日までに支払われなかったときは、乙は、支払期限の日の翌月から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を請求することができる。ただし、風水害等その他甲の責に帰し難い事由による支払遅延利息に対しての期間は、支払遅延利息を支払う日数に含めないものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。(ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133項第2項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。)

(業務責任者)

第8条 乙は、次の事項について乙を代表して乙の従業員を直接指揮命令する業務責任者を選任するものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督及び業務命令
- (2) この契約の業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) 甲からの仕様書に基づく注文事項の受注及び仕様書以外の特別発注事項の受託
- (4) その他、この契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、この業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は、前項の乙の選任した受託責任者に対して行うものとする。

3 乙は、受託責任者の氏名を書面で甲に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

(業務遂行上の注意事項)

第9条 乙は、この業務に関し、食料の保管・管理にあたっては品質、鮮度、衛生状態について十分留意しなければならない。

2 乙は、甲の定める給食作業時間、配膳時間及び下膳時間を遵守し、適時適温給食に努めるものとする。

3 乙は、甲が必要とする場合は、業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第10条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認められるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第11条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を保存しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明する帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明する帳簿等

3 乙は前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。

(規律維持)

第12条 乙は、この業務遂行に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び勤務規律の維持に責任を負うとともに、従業員の健康管理に努めなければならない。

2 乙は、本業務に従事する従業員に対し、乙の定める制服を着用させ氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙及び乙の従業員は、この業務遂行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(善良義務)

第 15 条 乙は給食業務に使用している甲所有の給食施設及び給食設備を善良な管理者の注意をもって管理、使用する義務を負うものとする。

2 乙は、使用を許可された給食管理及び給食設備に修理等の必要が生じたときは甲に申し出ることとし、甲がその必要性を認めたときは、甲の責任において修理を行う。乙の責任に帰す原因により修理の必要が生じたときは、甲の許可を得て乙の責任において修理を行う。

(従業員控室等の提供)

第 16 条 甲は、本業務の遂行のため乙が必要とする従業員控室、用水及び光熱等を甲の負担で乙に提供するものとする。

(施設等の提供及び光熱水費の負担並びに善良注意義務)

第 17 条 甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設、機器、設備その他備品（以下「施設等」という。）を無償で乙に使用させるものとする。

2 乙が使用する光熱水費は、業務の処理上、甲が必要と認める場合に限り、甲の負担とする。

3 乙は、甲の提供する施設等について、毀損、盗難、漏洩、滅失その他事故が起きないよう常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。

4 前項の事故が発生したとき、またはその恐れがある場合、乙は直ちに甲に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償の責任)

第 18 条 乙はこの業務遂行中、乙及び乙の従業員の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(社会紛争及び天災)

第 19 条 労働争議等の社会紛争もしくは地震、洪水、火災等の事由により、乙の業務履行が不可能又は困難となった場合は、甲が被る損害について、乙はその責任を負わないものとする。

(暴風雨時の業務遂行)

第 20 条 甲は、暴風雨警報発令により業務停止命令が発せられた後も引き続き業務を遂行する必要があると認められた場合は、甲は乙に対して業務を遂行させることができるものとする。

(インシデント・レポートの報告)

第 21 条 乙が関与するインシデントが発生した場合は、直ちに甲の管理責任者に報告するとともに、別紙報告書を甲に提出するものとする。

(再委託等の禁止)

第 22 条 乙は、この契約により生じた権利・義務を第三者に譲渡若しくは再委託をすることができない。

(業務の代行)

第 23 条 乙は、火災・労働争議・業務停止の事情によりその業務の全部または一部の履行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ代行者として公益社団法人日本メディカル給食協会（以下「丙」という）を定めるものとする。

- 2 乙の申し出に伴い、甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は代行者として業務を履行するものとする。
- 3 前項の場合は、丙は乙に代わって本契約の規定に従い、業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても乙の義務は免責されない。

(契約の解除)

第 24 条 甲又は乙が、やむを得ない事由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに書面で相手方に通知し、甲乙協議するものとする。ただし、甲は、次の各号に該当する場合は直ちに解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき
- (2) 乙が行政上の処分を受けたとき
- (3) 乙の業務の処理が著しく不相当であると認められたとき
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

へ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

2 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって相手方に通知し、この契約を解除することができる。

(予算の減額または削減に伴う解除等)

第 25 条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結できる契約を定める条例（平成 18 年 10 月 27 日条例第 56 号）に基づくものであり、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、沖縄県病院事業会計予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(業務引継)

第 26 条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、業務の引継を行わなければならない。

2 契約が終了した場合は、乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引き継がなければならない。

3 業務の落札者が変わった場合、現に給食業務を行っている者は、設備、機器、業務資料等を甲立ち会いのもとで、落札した者に引き継ぐものとする。

4 この場合、乙の故意または過失により、設備、機器に損害が確認できたときは、補修等費用の損害の賠償をしなければならない。

(事故報告)

第 27 条 院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、別紙事故報告書を甲に提出するものとする。

2 事故報告書は、事故発生の日から起算して 10 日以内に提出するものとする。

(感染対策)

第 28 条 乙は、甲の指示する感染対策に協力しなければならない。

(従業員等の変更)

第 29 条 甲は、不相当と認められる者があるときは、乙に対して変更を求めることができるものとする。

(暴力団等の排除)

第 30 条 甲は、次項第 1 号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 1 号に規定する暴力団
(2) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員
- 2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。
- 3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(協議事項)

第 31 条 この契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲・乙・丙記名捺印の上、甲・乙各自 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 2 8 1 番地
沖縄県立中部病院
院長 天願 俊穂

乙

丙 東京都千代田区神田岩本町 1 5 - 1
CYK 神田岩本町 7 階
公益社団法人日本メディカル給食協会

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的

以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。